

日本 適格請求書等保存方式

国税庁
(2024年6月作成)

説明書

令和5年10月1日～

適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の下で、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書(インボイス)等の保存が必要となります。

適格請求書の記載事項

適格請求書

請求書		
⑥ A 株式会社	② 20XX年6月1日	
	税抜価額	消費税
③ 牛肉※	¥10,000	¥800
お箸	¥3,000	¥300
⋮	⋮	⋮
④ 10%	¥25,000	⑤ ¥2,500
8%	¥13,000	¥1,040
③ ※ 軽減税率対象		
① B 株式会社		
	T1234567890123	

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額(日本円)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

レシート		
① スーパー A		
	03-XXXX-XXXX	
	T2345678901234	
② 20XX.06.01		
③ ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
⑤ 8%		④ ¥324
10%		¥550
お預り		¥1000
おつり		¥126
③ ※ 軽減税率		

不特定多数の者に対して販売等を行う小売店、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- 税率ごとに区分した消費税額(日本円)又は適用税率

* 両方記載することも可能



適格請求書はどのように発行するか

適格請求書を発行するには、適格請求書発行事業者としての登録を受ける必要があります。

適格請求書発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「申請手続」をご確認ください。

消費税 **国税庁** **インボイス制度 特設サイト**

1 インボイス制度 特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimoku/betsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

2 「申請手続」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimoku/betsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinsei.htm

* 日本語のみ

注 記

税 務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（個人事業者の場合、原則として氏名、登録番号及び登録年月日）が公表されます。

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

インボイス制度 国税庁
公表サイト
インボイスに記載されている登録番号の確認はこちら

適 格請求書発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書を交付し、その写しを保存しなければなりません。また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の申告が必要です。



買手としての留意点 1 / 2



仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日について、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

仕入税額相当額の一定割合

令和5年10月1日～令和8年9月30日
… 80%

令和8年10月1日～令和11年9月30日
… 50%

次ページへ...



経過措置（80%控除・50%控除）による仕入税額控除の適用に当たっては、適格請求書発行事業者以外の者から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

経過措置 (80%控除・50%控除)

保存が
必要



税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。



1 「積上げ計算」とは、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法です。



2 「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法です。

売上税額

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。（適格請求書発行事業者のみ可）

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額

【積上げ計算】※

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

このみ

選択可能

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払い対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

2割特例

適格請求書等保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とすることができます。

課税標準である金額の合計額に対する消費税額

80%
控除

20%

納税は **20%**
のみ

2割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）が適格請求書発行事業者となる場合に適格請求書発行事業者の令和5年10月1日～令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。

※ なお、簡易課税制度を選択している場合や2割特例を適用する場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れの全額（税込み）で判定します。



基準期間における課税売上高が1億円以下



請求書

&



帳簿のみ



1万円未満